



平成29年7月19日
奈良市子ども政策課

平素は奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
平成29年5月13日（土）に開催いたしました説明会の概要を以下のとおりまとめましたので、配布いたします。

今後も定期的に説明会やお知らせをとおして、今後の取り組み内容をお伝えさせていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 当日の説明内容について

(1) 右京保育園の民間移管に向けた平成29年度の取り組み（案）について

- ・ 民間移管に向けた取り組みとして平成29年度は、具体的に移管先法人選定に向けた選定委員会の開催を予定しています。

(2) 選定委員会とは

- ・ 選定委員会とは、民間移管に係る法人の選考を透明性・公平性のあるものとするための第三者からなる組織です。
- ・ 選定委員会においては、移管先法人の募集要項の作成、応募法人の審査、それらの順位決定等を行います。なお、委員構成（案）については、学識経験を有するもの等の他に右京保育園の関係者（1～2名）も含まれています。
- ・ 応募法人の選定にあたっては、書類審査（一次審査）及び法人ヒアリング審査（二次審査）を実施し、その総合的な評価に基づき、最も優良な法人を選定します。

(3) 募集要項とは

- ・ 募集要項とは、奈良市の基本的な考え方を基に、応募条件や移管・引継方法等、より優良な法人を選定するために必要な事項を定めたものであり、移管先法人の募集にあたっては、選定委員会で審議・策定された募集要項に基づいて実施することになります。
- ・ 法人募集にあたっての応募資格（案）としては、移管先法人を、協定を締結し法律に基づく公私連携法人として指定し、公私連携幼保連携型認定こども園として移管するために、社会福祉法人または学校法人とします。また、より優良な法人を選定するための条件として、応募時に認可の幼保施設を運営している法人とします。

(4) 引継・共同保育（案）について

- ・ 教育・保育をはじめとする施設運営の引継ぎについては、民間移管に向けた取組の中でも特に重要であると考えており、募集要項や引継計画に基づき、十分な期間を設け、奈良市と法人が連携して実施します。
- ・ 引継（案）としては、まず移管先法人決定後から具体的な引継ぎ内容の計画や、市主催の研修に参加するなど「奈良市立こども園カリキュラム」への理解を深めるための引継ぎを行っていただく予定です。
- ・ 移管1年前からは、園長・副園長予定者は、月数回、施設運営全般や行事等への参加、地域との交流等について引継ぎを行います。また、クラス担任予定者は、引継ぎ期間の前半では、行事への参加やクラス運営の様子の観察を中心として引継ぎを行い、移管3か月前からは、右京保育園で勤務する職員と共同保育を開始し、実際に平成32年度に担任する園児が在園するクラスの補助を行いながら、引継ぎを行います。

- ・民間移管後も2～3か月程度、引き続き市の職員を派遣し、共同保育を行い、共同保育完了後も市職員（指導主事）が巡回訪問するなど、移管後も法人が協定に基づいた教育・保育が適切に実施されているかどうか、市が指導観察を行っていきます。
- ・移管後の運営状況等については保護者アンケートを実施するとともに、課題が発生した場合は、市が責任を持って解決に向けて調整を行います。

(5)三者協議会の設置について

- ・移管先法人への移管に際しては、保護者の意見を可能な限り反映させるとともに、園児への保育環境の変化に配慮する観点から、移管後の運営に関する諸事項について、在園児保護者、奈良市、移管先法人の三者から構成する三者協議会を設置し、協議を行い、合意形成を図ります。
- ・三者協議会での協議内容の例としては、引継ぎ計画や保育料等以外の特別徴収があげられます。

(6)アンケートの実施について

- ・募集要項の作成にあたり、保護者一人ひとりの思いを事業者選定委員会、応募法人へ伝えるため、保護者アンケートの実施を予定しています。

2 説明会時にいただいたご質問等について

Q1 これまで他の自治体が行ってきた民間移管と公私連携による民間移管には、どのような違いがあるのでしょうか。

A1 保育園の民間移管に関する取組は、以前から各地方自治体で実施されてきましたが、平成27年度の法改正により、公私連携による民間移管に関する事項が法で定められました。移管後も市が運営に一定の関与を保ち続けることが法に明文化され、指導監督を行う権限も担保されている点が今までの民間移管と大きく異なる点です。

Q2 自治体によっては公立保育園は法定以上の手厚い職員配置基準を設けている場合があるように聞いていますが、奈良市の公立園も同様の独自基準を設けているのであれば、民間移管後に同じ配置基準で運営できるのでしょうか。

A2 現在市立保育園も、職員配置については、国の基準に基づいて運営しており、民間移管後も同じ国の基準に基づいた職員配置となります。なお、看護師の配置は努力義務となっており、現状私立園において、市立園並みに看護師を配置されている園は少数です。そのため、右京保育園の移管先法人募集の際には、看護師配置に関する条件設定は検討していきたいと考えています。

Q3 認定こども園に移行すると年長児のクラス定員が保育園より緩和されると聞いていますが、移管後も保育園基準のまま保育していただけるのでしょうか。

A3 保育園の4・5歳児クラスについては、国が定める基準どおり、園児30人に対して保育士1人の配置を基準としていますが、幼保連携型認定こども園へ移行後も国が定める配置基準は変わりません。（※0～5歳児クラスすべてにおいて変わりません。）

Q4 移管先法人選定における第二次審査のヒアリングは、園長予定者に対しても行うのでしょうか。

A4 実際の園運営に携わるものとして園長予定者に対しても、移管にあたっての熱意や教育・保育に対する考え方等をヒアリングする予定です。

Q5

民間移管後の施設の活用や定員設定についての具体案を提示していただけないでしょうか。右京幼稚園を閉園する協議の中で、市は地域に対して、右京保育園を認定こども園へ移行することで地域の幼稚園利用の子どもを受け入れる環境を整備する約束をしていると聞いています。従って、認定こども園へ移行すると園児数が増えることとなりますので、施設活用等について具体案を市として保護者に示してから、保護者向けアンケートを実施した方がよいのではないのでしょうか。

A5 移管先法人選定に係る選定委員会を開催するにあたっては、募集要項の作成段階で、施設の活用方法や定員設定案を定めておく必要があります。従って、どのように施設整備を行い、どのような施設運営方法をとるのか等の具体案については、保護者会の民営化担当役員の方々とも協議させていただいた上で、一定の方向性が定まれば、保護者の皆さまへ提案させていただきたいと考えています。また、保護者向けアンケートの実施時期に関しては、ご意見を踏まえ検討いたします。

Q6

現時点でどのような形の認定こども園にするのかという具体案が示されていないのに、資料に記載されているスケジュールどおり、移管先法人の選定が平成29年度中に行えるのでしょうか。

A6 平成32年4月からの民間移管に向けたスケジュールについては、余裕をもって組ませていただいております。施設の活用方法等に関する方針決定に時間を要することにより、移管先法人の選定時期が平成30年度へ少しずれ込むことも想定しております。

Q7

認定こども園の運営内容についても説明していただきたいです。

A7 今回の説明会では、時間が限られており資料を配布するに留めさせていただきましたが、今後も引き続き保護者の皆様に対し、ご説明させていただきます。
(※なお、認定こども園とは、従来の幼稚園児、保育園児が1つの施設の中で互いに学び合い、育ち合える子ども主体の教育・保育施設です。特に3歳児からは、保護者の就労等の状況に関わらず、施設を利用することができます。また、認定こども園の保育料(利用者負担額)は市の保育園・幼稚園と同じ料金体系となりますので、移行によって保育料が高くなるということはありません。)

Q8

移管先法人の選定委員会は、規則上7名以内と定めている中で、なぜ今回は6名構成なのでしょう。また、保護者代表枠を増やすことはできないのでしょうか。あるいは、保護者の中に、公認会計士などの有資格者がいる場合には、その枠で参加することはできないのでしょうか。保護者が中心となった委員構成をするべきだと思います。

A8 移管先法人選定委員会の委員構成(案)を学識経験者2名、弁護士1名、公認会計士1名、右京保育園関係者1~2名からなる最大6名としているのは、他の見識を持った方を委員として加える必要性が生じた際のための枠を確保しておく必要があると考えているからです。なお、学識経験者、弁護士、公認会計士から選出する委員は、鶴舞こども園など他の民間移管案件にも関わっていただく常設の委員であるため、右京保育園保護者の中から選出することは困難ですが、残り1名の枠を活用して保護者枠を拡充することは検討事項とします。

Q9

市立こども園カリキュラムの引継ぎを時間をかけて行っていくということは、他の市立園と同様の教育・保育内容を民間移管後も実施いただけると考えてよいのでしょうか。

A9 現在、市立こども園・保育園・幼稚園は、共通の「市立こども園カリキュラム」を基に運営していますが、民間移管後も本カリキュラムに基づく運営を移管先法人に義務付ける予定をしています。さらに、市が主催するカリキュラムに関する研修にも参加してもらいます。市としては、将来的にはそこに民間のノウハウが加わってさらなる教育・保育内容の充実が図れればと考えていますが、民間移管時に在籍する園児が混乱しないように配慮しながら、段階的な取組にしたいと考えています。

Q10 私立の運営になると制服やカバンは指定されるのでしょうか。負担になるので卒園1年前に購入することになるなどの事態は避けたいです。

A10 市立園でも幼稚園については、制服が指定されている場合が多いため、幼保再編により、新たに制服を導入する場合は、保護者に負担が掛からないように保護者と協議を重ねた上で新入園児から導入するなどの段階的な取り扱いを行っていますので、右京保育園で仮に導入することになっても同様の取り扱いとなることを想定しています。なお、導入の是非については、三者協議会で協議することになります。

Q11 三者協議会で協議した事項をどのような方法で決定するのでしょうか。

A11 三者協議会で協議した事項の決定方法については、三者協議会を設置する段階で、例えば保護者の過半数の同意とするなど、どの程度の保護者の同意が必要とするのかの線引きについては皆様のご意見をもとに決定したいと考えています。

Q12 公私連携による運営をすとの説明でしたが、万一、運営法人が数年後に撤退するような事態になった場合は、市が責任をもって対応してもらえるのでしょうか。

A12 公私連携園に関わらず、災害時を含めた万一の際には、市が責任をもって対応を行います。

Q13 どの程度、応募事業者があるのか把握しているのでしょうか。少ない応募事業者から、基準にあてない法人が選定されないか不安です。

A13 応募法人については現在具体的に把握していません。なお、移管先法人については、これから選定委員会を開催し、募集要項を審議・策定した上で募集していくこととなりますが、募集にあたっては、より優良な事業者に応募してもらえるように、市内のみでなく、広く周知を図りたいと考えています。なお、たとえ数多くの応募があった場合であっても、一定の基準を設けることで募集要項にそぐわない法人は選定しません。

Q14 園児募集は、どのように行われるのでしょうか。また、民間移管後の運営法人には、現在の市立園と同じように特別支援を要する園児の受入れを行ってもらえるのでしょうか。

A14 保育園（2・3号認定）利用園児の入所審査及び利用調整については、引き続き市において行いますので、これまでの園児募集の方法と変わりません。また、認定こども園へ移行することにより、新たに設定する予定の幼稚園（1号認定）利用園児の募集方針や特別な支援を要する園児の受入れに関しては、法人募集の際の応募提出書類とすることで、その考え方を選定委員会における審査事項の一つとしたいと考えています。

Q15 社会福祉法人や学校法人による運営になると、給与体系が変わるので、人員確保ができるのでしょうか。

A15 現在、市立園の保育士は約半数が正規職員となっており、民間移管後には人事異動で他の市立園へ異動することになります。非正規の職員については、継続した採用に努めるように移管先法人の募集要項に記載していきたいと考えています。また、選定委員会の審査事項として、安定的な園運営を図るために、移管先法人がどのように保育士を確保していくのか、確認していきたいと考えています。

Q16 右京保育園をこども園へ移行するにあたり、なぜ民間移管を行うのでしょうか。市立こども園へ移行した神功となぜ異なる方針となったのですか。

A16 全国的に少子化が加速度的に進行する中、核家族化や就労形態の多様化など子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しており、これに伴い、就学前の教育・保育に対するニーズも増加・多様化しています。しかしながら、奈良市では市立幼稚園は園児数が減少し続けている一方で保育園では待機児童が存在するという状況に加え、各施設の老朽化が著しいことから、市民ニーズに応えつつ、安心・安全な子ども・子育て環境を将来にわたって持続可能なものとするため、市立幼保施設の運営を抜本的に見直し、再編することによる認定こども園への移行を計画的に進めています。

平成25年に策定した幼保再編計画では、中学校区を基本としながら、再編方針を決定することとしており、平城西中学校区内では、平成29年度に神功に市立園を統合することにより市立こども園を設置するとともに、平成32年度には右京に公私連携による認定こども園を設置する計画を立てたところです。

なぜ民間移管を進めなければならないのかという最大の要因は、市の人材・財政状況によるところに尽きます。超高齢化社会となり福祉や医療の分野で義務的な経費が年々増加傾向にある中、少子化・生産年齢人口の減少に伴い市税収入は減少しています。一方、教育・保育の分野では、全国の中核市と比較して奈良市の市立保育園・幼稚園数は多く、これに伴い同分野の公務員数も多くなっています。こうした中、国の制度では、市立園はすべて市税による運営となるのに対し、私立園は、施設整備費や運営費の3/4が国・県から補助されることとなっています。

市としては、市立園の民間移管により市税による負担の軽減を図ることで、市独自で国の基準よりも低い保育料の設定を将来にわたって継続するための財源などに活用していきたいと考えていますので、過渡期にあたる保護者の皆様には、大変申し訳ございませんが、ご理解とご協力をお願いします。

○ その他説明会でいただいたご意見・ご要望

⇒ 既に民間移管の実績があり、スムーズに移管後の運営が進んでいる他自治体の事例を教えてください。

⇒ 公私連携による取り組み方針については、一定理解できましたので、移管後のフォローをしっかりと行っていただきたい。

右京保育園の民間移管に関する問い合わせ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課 (市役所中央棟3階)

(担当) 柏木 ・ 山本 ・ 北野

[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]

<http://www.city.nara.lg.jp/www/genre/0000000000000/1366066836305/index.html>

